

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6ヶ月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が顕著に低いことは、前回と同様である（【表39】【表40】【表41】）。

【表39】審理期間別の既済件数及び事件割合  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	2,375	148,016	99,500
平均審理期間(月)	14.4	8.6	8.8
6ヶ月以内	583 24.5%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6ヶ月超1年以内	745 31.4%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	707 29.8%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	213 9.0%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	106 4.5%	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	21 0.9%	353 0.2%	215 0.2%

【表40】終局区分別の既済件数及び事件割合  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	1,847 77.8%	61,323 41.4%	45,425 45.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	1,644 89.0%	36,803 60.0%	26,098 57.5%
和解	19 0.8%	52,957 35.8%	34,520 34.7%
取下げ	321 13.5%	23,683 16.0%	10,957 11.0%
それ以外	188 7.9%	10,053 6.8%	8,598 8.6%

【表41】争点整理手続の実施件数及び実施率  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争点整理	実施件数 434	59,614	43,196
	実施率 18.3%	40.3%	43.4%

## 2. 2

# 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

### 1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、第6回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠について認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。そこで、今回の検証では、認識共有の現状等や、認識共有を阻害する要因を分析し、認識共有のための実務上の工夫及びそのあい路に係る実情調査を行うこととした。また、付随的に、合議体による審理の活用の実情や、法曹人口が増加する一方で民事訴訟事件が減少ないし横ばいとなっている要因等についても調査対象とした。これらの点について調査するため、平成28年2月及び9月に、大規模、中規模及び小規模の地方裁判所本庁各1庁の計3庁の裁判所並びに上記本庁3庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

### 2 争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有

#### （1）実情調査の結果

##### ア 認識共有の現状等

裁判所の側からは、①単純な事件において、準備書面の記載等から当事者との間で認識にそごがないと確認できる場合には、明示的に争点等を確認していないが、それ以外の場合には、特に争点整理の中盤から終盤に掛けて、争点の軽重や重要な間接事実が何かという点について、証明権の行使や暫定的心証開示等を通じて認識共有を図っている、②争点整理の結果の記録化については、審理の過程で重要な事項を調書に記載するほか、複雑な事件では争点整理表等を作成することもあるが、弁論準備手続終結段階で争点等を調書に記載することは必ずしも多くなく、記載する場合も、争いのある主要事実を摘示する程度にとどまることが多いといった現状認識が示された。

他方、代理人の側からは、①裁判所から求証明を受けることはあっても、争点やその軽重を明示的に確認されることは少ない、②争点整理序盤における訴訟指揮については裁判官ごとに大きな違いはないが、中盤以降は積極的に自らの認識を明示して的確に整理を進める裁判官とそうでない裁判官に分かれるといった指摘がされている。

そして、裁判所と当事者との間で認識が共有できた事件では、争点整理が円滑に進み、早期に和解や判決に至っているが、認識の共有が図られなかつた事件では、認識のそごが生じ、①裁判所が求めた事項と異なる内容が記載された準備書面が提出される、②代理人が過剰な主張立証を行つて争点が拡散する、③争点の位置付けや軽重に関する認識のそごが審理終盤で明らかになる、④当事者が不意打ちと感じる判決が出されるといった弊害が生ずることがある。

#### イ 認識共有を阻害する要因

裁判所と当事者との間の認識共有を阻害する客観的要因（事件の性質の変化等）としては、新たな専門的知見を要する事件や非典型的な事件（裁判所及び当事者の一方又は双方に知見の蓄積がない。）、感情的対立の激しい事件といった認識共有の難しい事件の増加が挙げられる。

また、裁判の担い手（裁判所及び当事者）に関する要因としては、①裁判官の争点整理に対する消極的姿勢のほか、②本人に対する代理人の影響力の低下、③争点整理に対する代理人の受動的姿勢、④争点整理段階における心証開示等に関する裁判官と代理人の意識のそご（それぞれの手続段階に応じて事案の解明を目指す裁判官のアプローチと裁判官の時々の心証に集中しがちな代理人のアプローチの違い）といった点が挙げられる。

#### ウ 認識共有のための工夫及びあい路

裁判所は、当事者との間で争点等についての認識を共有するため、釈明権の行使や暫定的心証開示を行い、口頭の議論の活性化を図つてはいるが、釈明権の行使や暫定的心証開示によつても裁判所の意図が当事者に正確に伝わらないことがあり、裁判所と当事者との認識共有が進まなかつたり、当事者からの予期しない反応や過剰な主張立証を招きかえつて争点が拡散したりするといったあい路がある。これに対しては、①求釈明等の際に裁判所の問題意識や根拠、思考過程を具体的に説明する、②暫定的心証開示の際に、飽くまでも現時点における裁判所の認識であり誤解等があれば指摘してほしい旨を説明した上で、結論ではなく枠組みを提示するといった工夫がされている。また、口頭の議論の活性化については、裁判所及び代理人の準備不足や、代理人が裁判所の心証への影響等を懸念して即答を避ける傾向があるといったあい路があり、これに対しては、①十分な準備ができるように集中的な口頭の議論を行う期日を事前に予告する、②議論の際に理解を助けるため一覧表等の書面やホワイトボード等のツールを活用するといった工夫がされている。

そして、認識共有が図られたことの確認等の観点から、争点整理の結果について調書記載等による記録化が行われているが、記載の正確性の確保や当事者との調整のために相応の労力と時間が必要となるといったあい路があり、これに対しては、認識共有のためのツールと割り切つて余り厳密な記載を目指さないといった工夫がされている。

さらに、審理の見通しについての認識を共有し、迅速な審理を実現するため、計画的審理も

行われているが、計画を立てても予定どおり進行しないことが多いといったあい路があり、これに対しては、①審理状況に応じて考えられる当面の進行を当事者に伝え、和解協議等の意向を聴取しつつ認識共有を図る、②事案に応じて、期日でのやり取りや今後の双方当事者への「宿題」等を記載したメモを当事者に渡すといった工夫がされている。なお、大規模訴訟を中心に、裁判所と弁護士会との間で争点整理のプラクティスに関する意見交換が行われ、認識共有の促進においても一定の成果を上げているが、そのような意見交換に参加していない裁判官・弁護士への成果の還元が課題となっている。

## （2）検証検討会での議論

検証検討会では、争点整理期間の長期化の一因である認識共有の客観的阻害要因について、法律構成自体から整理が必要となる非典型的な損害賠償請求事件の増加等の影響が大きいとの意見があった。この点については、非典型的な事件の中にも、インターネット関係の事件や新たな金融商品に係る損害賠償請求事件のように、当初は認識共有が困難でもノウハウが蓄積することにより定型化が進んでいく事件もあり、このような事件については、定型化に向けた工夫が必要であるとの意見も出された。

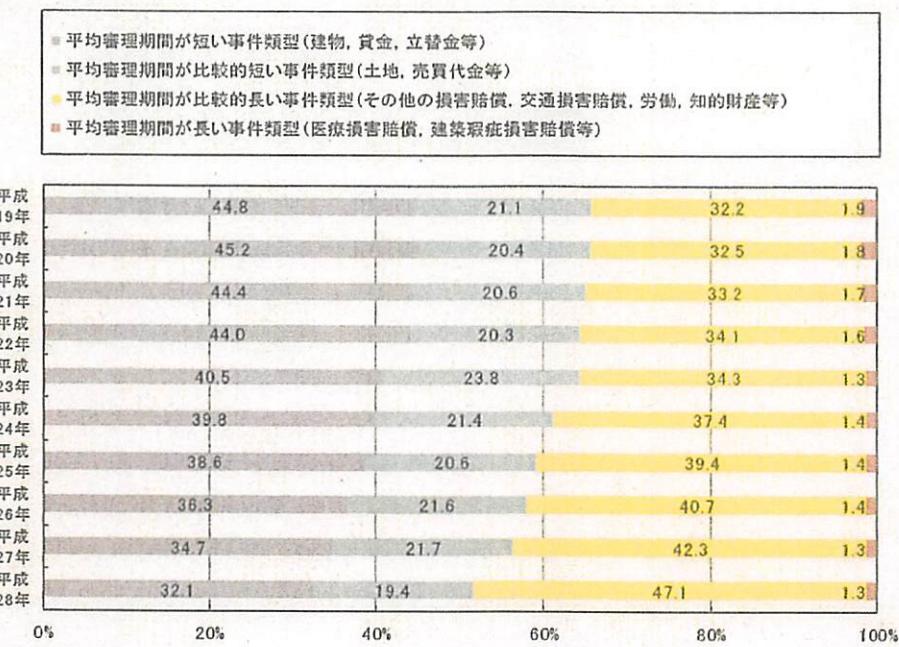
また、認識共有を阻害する裁判の扱い手に関する要因については、裁判所と当事者との間で明示的に争点等を確認していない事件においては争点が拡散するなどして期日が一、二回余分に行われることもあるのではないかとの指摘があったほか、裁判官、代理人ともに争点整理が双方のコミュニケーションの場であるとの意識が不足しているとの意見があり、実情調査においても、当事者と認識を共有するという意識自体が希薄なのではないかとの印象を受ける裁判官もいたとの指摘もあった。他方、代理人については、争点整理が裁判所と代理人とで協働して行うものであるとの認識が既に定着しているとの意見もあったが、現状ではなお受動的な姿勢にとどまっている代理人が多いとの意見もあった。そして、これらを踏まえ、争点等について裁判所と当事者との間で認識共有を促進していくためには、①争点等を言葉にして確認することについての裁判官、代理人双方の意識付けが重要である、②裁判官及び代理人がそれぞれどのような役割を果たすべきかを考える必要がある、③争点整理を実質化するには代理人の努力も必要であるがまずは裁判官の工夫により突破口を見つけるべきであるといった意見が出された。

### (3) 関連する定量的データ

ここで、認識共有を阻害する客観的要因に関し、若干の定量的データを説明しておく。

【図】は、平成 19 年のデータを基準に平均審理期間の長短で事件類型を 4 分類した上<sup>10</sup>、各年の民事第一審訴訟（人事訴訟事件及び「金銭のその他」事件を除く）の既済事件総数に占める割合の推移を見たものである。事件票上の事件の分類が現在のものとなった平成 19 年以降、平均審理期間が短い事件類型（建物、賃金等）の既済件数の割合は減少し、他方、平均審理期間が比較的長い事件類型（その他の損害賠償（非典型的な損害賠償請求事件が多いと思われる。）や労働、知的財産等）の既済件数の割合が増加していることが分かる。ところで、平均審理期間の长短に照らすと、前者の事件類型は単純平易なものが多いのに対し、後者の事件類型は相当程度複雑困難なものが多いと考えられる。そうすると、定量的データからも、近年、単純平易な事件の大幅な減少及び相当程度複雑困難な事件の大幅な増加により、事件全体としては複雑困難化が進んでおり、特に、争点等についての認識共有が困難となる非典型的な損害賠償請求事件が増加しているということができる。

【図】 平均審理期間による事件類型別既済件数の割合の推移



<sup>10</sup> 平成 19 年において、平均審理期間が 6 月以下の事件類型（建物、賃金、立替金、請求異議）を「平均審理期間が短い事件類型」、6 月超 12 月以下の事件類型（土地、その他、売買代金、金銭債権存否、手形異議、第三者異議、手形金）を「平均審理期間が比較的短い事件類型」、12 月超 18 月以下の事件類型（その他の損害賠償、交通損害賠償、建築請負代金、労働金銭、労働、知的財産金銭、土地境界、知的財産、責任追及等）を「平均審理期間が比較的長い事件類型」、18 月超の事件類型（医療損害賠償、建築瑕疵損害賠償、公害損害賠償、公害差止め）を「平均審理期間が長い事件類型」に分類した。これら 4 類型の内訳は、平成 19 年から平成 28 年の間、おおむね変化がない。

#### (4) 今後に向けての検討

争点整理期間の長期化傾向は前回から大きな変化が見られない<sup>11</sup>。争点整理手続を円滑に進めるためには、裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠についての認識を共有していくことが肝要であるところ、実情調査の結果からは、この認識共有が必ずしも円滑に行われていない場合があることがうかがわれる。

非典型的な損害賠償請求事件など比較的複雑困難な事件が増加している中で、適切かつ迅速な審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で的確に争点等についての認識共有を図る必要性がより一層高まっている一方で、認識共有の困難性も増大している。そうである以上、手続に携わる裁判所及び代理人は、認識共有を進める上で何をすべきかを十分に意識しそれぞれ必要な役割を果たしていくことが求められる。この点、裁判所においては、単に当事者の主張反論を促して対比するだけでなく、証明権の行使や暫定的心証開示を適切に行い、口頭の議論を活性化させることが重要である。そして、このような役割を適切に果たすため、①証明権行使等の際に、裁判所の問題意識や根拠、思考過程を具体的に説明する、②口頭の議論を活性化させるため、集中的な口頭の議論を行う期日を事前に予告して準備を促すといった工夫がされており、裁判所と弁護士会との間でも争点整理のプラクティスに関する意見交換が行われているところである。

もっとも、前記のとおり、裁判所の心証開示等が不十分であるとの認識を持っている代理人もなお少なくなく、当事者と認識を共有するという意識自体が希薄なのではないかとの印象を受ける裁判官もいたとの指摘もある。そこで、裁判所としては、事前準備を十分に行った上で、自らの認識をより意識的に示し、当事者との間で積極的に認識共有を図っていく必要があると思われる。証明権の行使や暫定的心証開示については、争点整理に対する裁判所と代理人のアプローチに違いがあり、代理人の関心がその時々の裁判所の心証に集中しがちであること等をも踏まえ、裁判所の意図がより正確に伝わるよう、具体的な方法を更に検討することが必要であるし、認識共有ができたことを明示的に確認すること等も求められよう。また、認識にそごが残るおそれを減らすとともに、共有された認識の内容を客観的に確認できるようにするという観点から、争点整理の結果の記録化の在り方について引き続き検討することも必要であろう。さらに、メリハリのある争点整理手続を進め、真の争点に審理を集中させるためには、大まかな審理計画についても裁判所と当事者との間で認識を共有しておくことも有益といえ、そのための方策についての検討も課題となる。

他方、代理人には、争点整理は裁判所が主導的に行うものとして受動的な姿勢で臨むのではなく、争点の解明に主体的に関わり、共通基盤の形成を裁判所と協働して行うという発想をより

<sup>11</sup> 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間は、前回は12.9月であるところ、平成28年は13.5月と長期化している。

強く持ち、当事者本人からの事情聴取などの事前準備を十分に行うことはもちろん、主張書面の作成においても実質的な争点を意識した記載を心掛けるなどすることも望まれるように思われる。また、上記のようなアプローチの違いを超えて、争点整理が双方向のコミュニケーションを通じて認識共有を目指すプロセスであることについてのイメージを共有し、裁判官による釈明権の行使や暫定的心証開示はこのようなプロセスの一環として行われているものであることへの理解をより深めることも必要であろう。そして、裁判所と弁護士会との間での協議の場を利用してこれらのプラクティスを更に洗練されたものとするだけでなく、そのような協議に参加していない裁判官や弁護士にも協議の成果を還元し、具体的な争点整理の改善に結びつけていくことも求められる。

### 3 合議体による審理の活用

#### （1）実情調査の結果

府の規模等による態勢の違いにもかかわらず、いずれの府においても合議体による審理の活用に積極的に取り組まれており、代理人からも好意的に受け止められていた。合議に付す事件の選別に当たっては、事件の類型や規模、当事者の属性、判断が社会に与える影響等のほか、合議の未済件数、単独事件処理の繁忙度といった要素が考慮されている。付合議基準を策定したり、新件受理時に合議相当性を合議体で検討したり、定期的に単独事件の状況を部内で共有したりして合議相当事件を適切に合議に付す取組がされており、従前より広く合議体による審理の活用がされるようになっている。

このような合議体による審理の活用により、多角的な観点から争点整理を行うことができ、①判決の内容が深みのあるものとなる、②裁判所から提示される和解案の説得力が高まる、③審理の方向性が早期に定まることで審理期間が短くなるといった効果が出ており、他方、合議事件の増加に伴う審理期間の長期化等の弊害は生じていない。

#### （2）検証検討会での議論

検証検討会では、現状としては、付合議の活用の取組は本当にふさわしい事件を合議にしていくとの観点からすると、なお過渡期にあるとの指摘があったが、様々な府で合議体による審理を活用しようという取組を行っており、何か問題が生じてから合議に付すのでは遅いのではないかとの認識も出てきて、早い段階からもう少し広めに合議に吸い上げて進行を検討する取組をしているところもあることが指摘された。

#### （3）今後に向けての検討

各府において、従前より広く合議体による審理が活用されており、審理期間の短縮を含む様々な効果が現れているところである。もっとも、審理期間が2年を超える長期未済事件（合議

体による審理がふさわしい複雑困難な事件が相当数含まれていると考えられる。) の多くが依然として単独事件として処理されており<sup>12</sup>、そのような事件の中には、合議に付すことにより、早期に審理の方向性を定めることができるものがあるのではないかと考えられ、なお検証が必要である。この点、多くの部において付合議基準が策定され、新件受理時に合議相当性を合議体で検討したり、定期的に単独事件の状況を部内で共有したりする取組が行われているが、これらの取組のあい路やその克服策については、部の実情に応じた具体的な検討が必要であろう。

また、合議体による審理の活用により、①判決の内容が深みのあるものとなる、②裁判所から提示される和解案の説得力が高まるといった効果も指摘されているが、単に合議事件の数を増やすだけでは、かえって事件の滞留等の弊害を生じさせるおそれもあるところであり、このような弊害を防ぎつつ、更に広く合議体による審理を活用するためには、その前提となる態勢の整備を進めていくことのほか、合議体の構成員が無理なく参加して、効率的かつ効果的な合議を行うことができるようになるための方策を模索していくことが求められる。そして、このような合議を行う上でのあい路は、部の実情に応じて千差万別であると考えられるから、これを克服するための方策についても、部の実情に応じて具体的に検討することが必要である。

#### 4 事件動向

実情調査では、裁判所に訴訟提起される事件として、貸金や登記といった典型的なものが減少する一方で非典型的なものをはじめとする種々の損害賠償請求が増加する傾向が指摘された。また、新受事件が増加しない要因については、①弁護士人口の増加に伴い、訴訟前の交渉で双方に弁護士が代理人として就くことが増え、典型的な事件は訴訟前に解決していることが増えているのではないか、②経済活動が低調なことにより、紛争自体が減少しているのではないか、③企業では、法令遵守が進んでいる上、社会的評価や紛争解決コストを意識して訴訟を回避する傾向があるのではないか、④特定の分野ではADRの活用が進んでいるのではないかといった指摘がある一方、企業内弁護士の増加の影響については否定的な意見もあった。

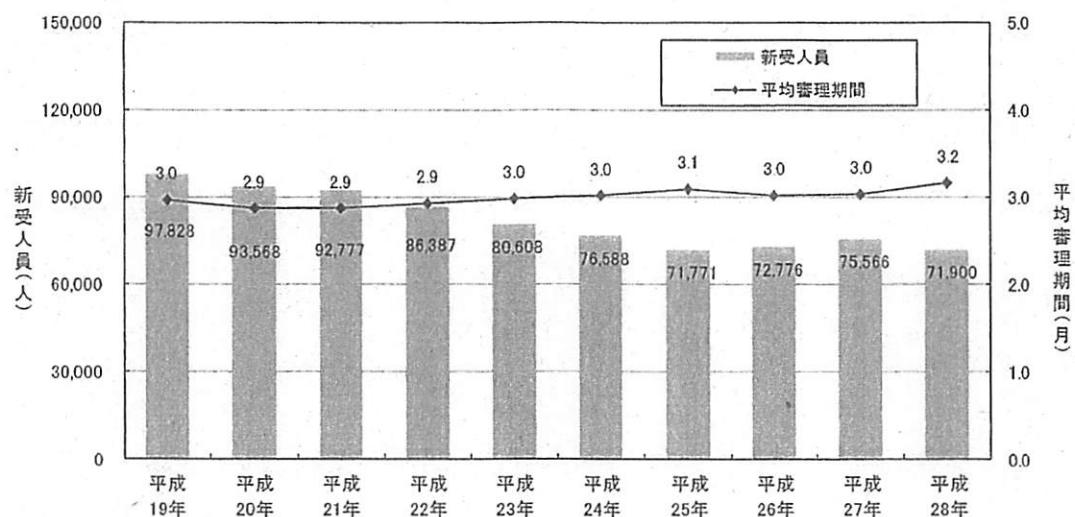
検証検討会では、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続は、新受件数の抑制に影響を及ぼしているのではないかとの意見や、建築関係訴訟では、ADRに限らず、保険の影響もあって、検査等によるチェック態勢で紛争を未然に防ぐことが浸透してきているのではないかとの意見のほか、企業内弁護士の増加によって、企業間紛争の訴訟前における解決や企業の法令遵守が促進されている面もあるとの意見も出された。

<sup>12</sup> 審理期間が2年超の既済件数は、前回が単独事件 4044 件、合議事件 1863 件、合議率 31.5%、平成 28 年が単独事件 4239 件、合議事件 2201 件、合議率 34.2% となっている。

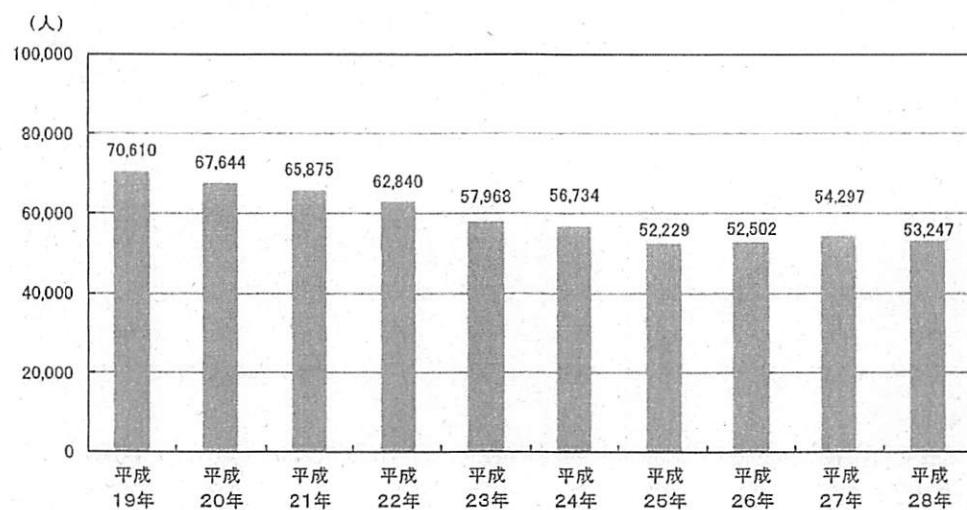
### 3 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

刑事通常第一審事件<sup>13</sup>全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は3月前後で安定して推移し、審理期間の分布についても前回と同様である。（【図1】【図2】【図3】）

【図1】新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移

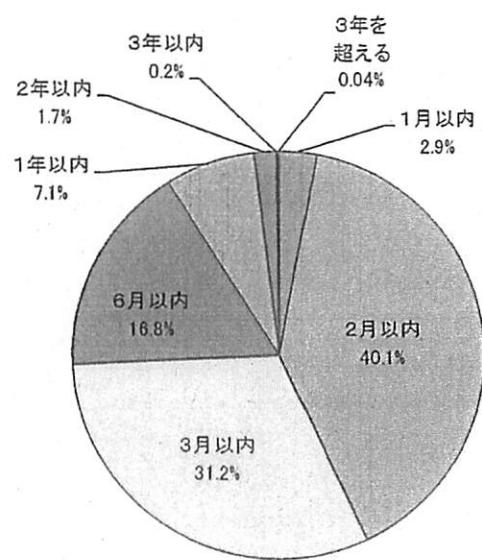


【図2】刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



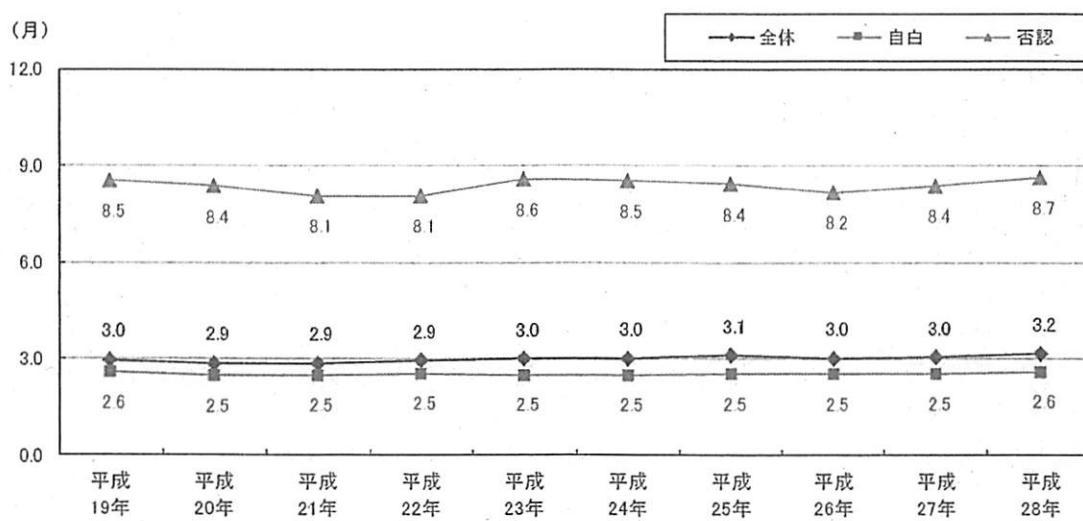
<sup>13</sup> 刑事通常第一審事件とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

【図3】審理期間の分布



自白・否認別で見ても、平均審理期間はおおむね横ばいといってよい（【図4】）。

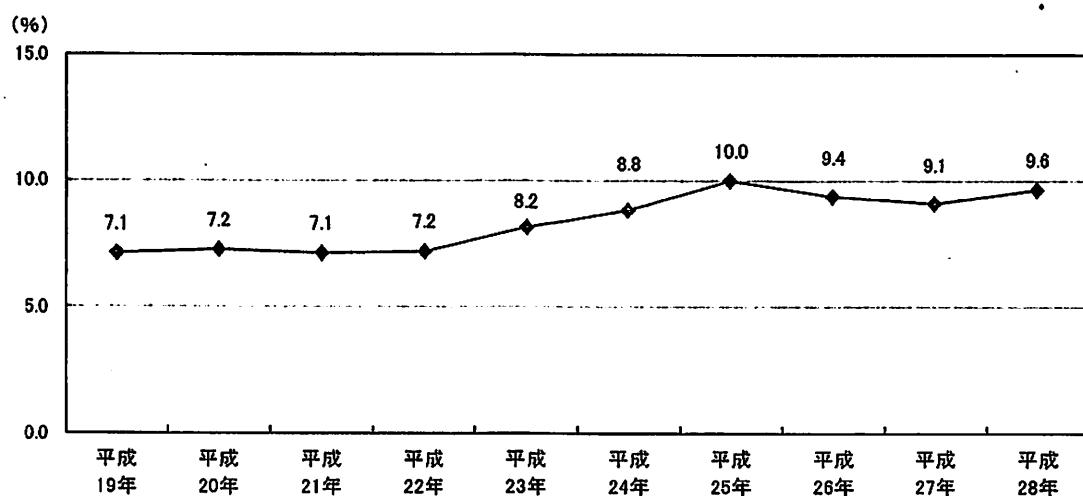
【図4】平均審理期間の推移(全体, 自白, 否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。

刑事訴訟事件では、連日開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件（以下「非対象事件」という。）の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、制度開始から相当年数を経過しても、こうした停滞が生じていることはうかがわれない。その他の主な統計データ（否認率、事案複雑等を事由とする長期係属実人員数、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については、前回から大きな変化は見られない。（【図5】【表6】【図7】【表8】【表9】【表10】）

【図5】否認率の推移



【表6】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9, 10
終局人員(実人員)	53,247	1,126
平均審理期間(月) ※1	3.2	10.0
受理から第1回 ※2	1.7	
第1回から終局 ※3	1.5	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.2	2.8
平均開廷回数 ※4	2.7	4.6
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5	1.2	
(第1回から終局まで)	0.6	
平均取調べ証人人数	0.8	3.0
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.1
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.7
否認率(%)	9.6	47.6
弁護人選任率(%)	99.6	100.0
国選弁護人選任率(%) ※8	83.6	86.1
私選弁護人選任率(%) ※8	20.6	19.5
外国人(要通訳)率(%)	4.9	5.8
鑑定実施率(%)	0.3	6.1
検証実施率(%)	0.03	0.3

※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。

※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。

※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。

※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。

※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものという。

※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

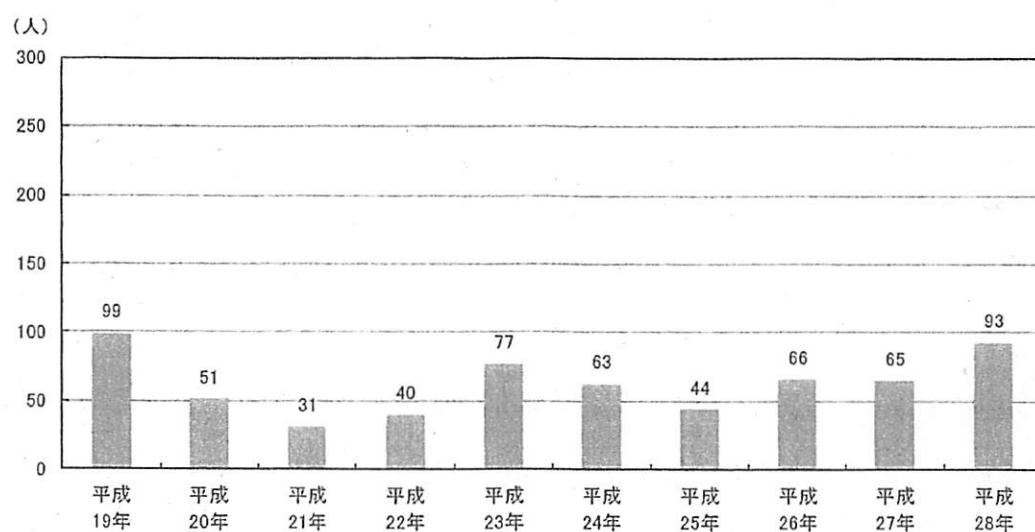
※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

※8 国選弁護人と私選弁護人が同時に選任された事件や国選弁護人が解任された後に私選弁護人が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護人選任率」及び「私選弁護人選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護人選任率」を上回っている。

※9 裁判員法3条1項の除外決定があつたものを除く。

※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図7】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【表8】 平均開廷間隔  
(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.2	1.1	1.4

【表9】 平均証人尋問公判回数  
(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問 公判回数	1.2	1.0	2.2

【表10】 平均被告人質問公判回数  
(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問 公判回数	1.1	1.1	1.6

裁判員裁判対象事件についても、事件数は、裁判員法施行直後の時期に比べると少なくなっている（判決人員も同様である。）（【表11】【図12】）。

【表11】罪名別新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
总数	11,503	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077
強盗致傷	2,680	295	468	411	329	342	321	290	224
殺人	2,467	270	350	371	313	303	302	303	255
現住建造物等放火	1,135	98	179	167	128	141	136	162	124
傷害致死	1,003	70	141	169	146	136	131	107	103
覚せい剤取締法違反	880	90	153	173	105	105	129	58	67
(準)強制わいせつ致死傷	867	58	105	105	109	133	131	111	115
(準)強姦致死傷	851	88	111	137	124	121	91	104	75
強盗強姦	449	61	99	83	59	57	36	34	20
強盗致死(強盗殺人)	289	51	43	37	37	37	27	35	22
偽造通貨行使	201	34	60	30	34	12	4	20	7
危険運転致死	177	13	17	20	27	21	23	28	28
通貨偽造	106	14	18	20	19	17	4	8	6
集団(準)強姦致死傷	73	13	2	17	6	9	17	8	1
銃砲刀剣類所持等取締法違反	70	13	5	3	4	10	10	15	10
保護責任者遺棄致死	55	7	9	12	4	5	7	5	6
逮捕監禁致死	54	4	18	21	1	4	3	2	1
組織的犯罪処罰法違反	47	6	5	-	-	3	14	18	1
麻薬特例法違反	27	1	5	3	2	1	1	11	3
爆発物取締罰則違反	16	6	-	-	5	2	-	2	1
身の代金拐取	9	-	3	-	1	1	1	-	3
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	-	2	1
その他	35	3	3	5	2	3	5	10	4

※ 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰則の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂处罚規定のある罪名については、未遂のものを含む。

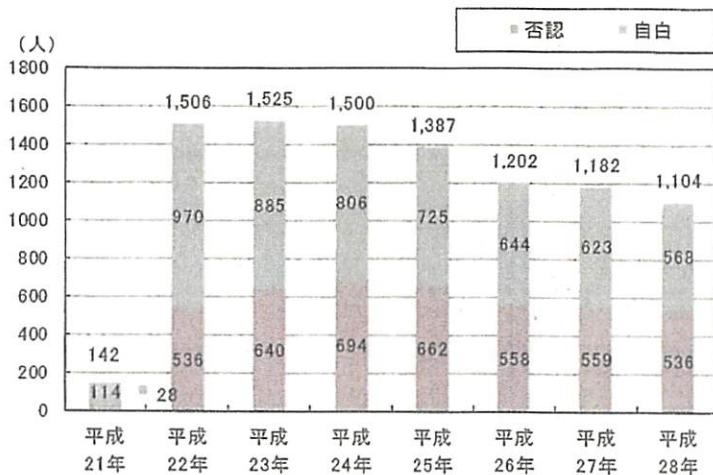
5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律2条に規定する罪である。

8 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

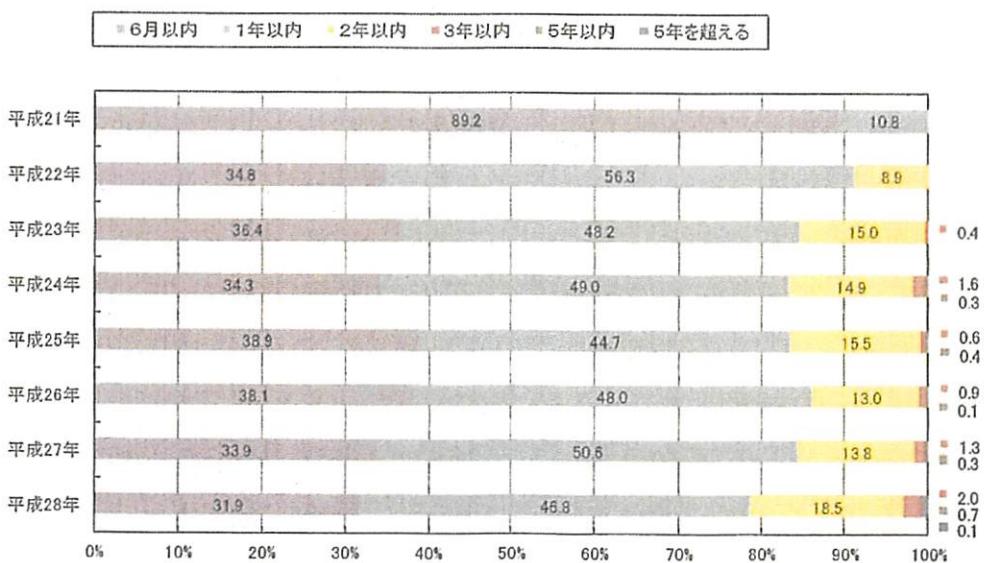
【図12】裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



- ※ 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があつたものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があつたものを除く。

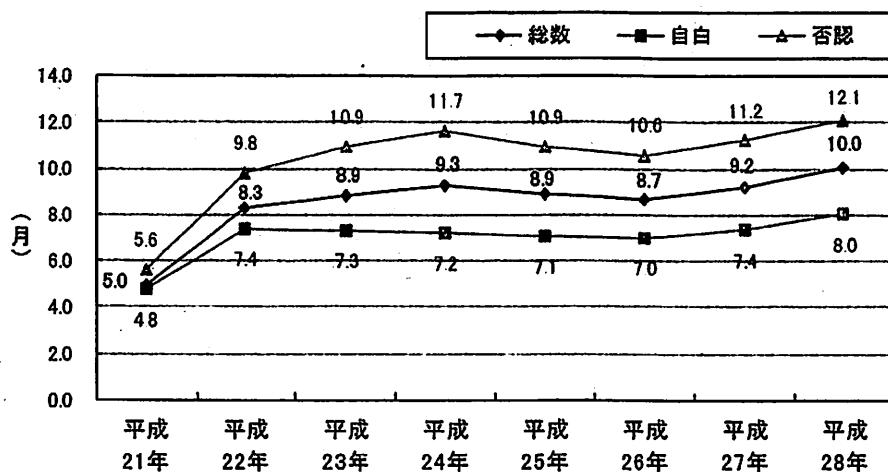
平均審理期間は、平成25年、平成26年と短縮傾向が続いていたが、平成27年以降、自白・否認の別に関わらず、再び長期化している。その要因は、自白・否認のいずれについても、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間が再び長期化していることにある。（【図13】【図14】【図15】）

【図13】裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



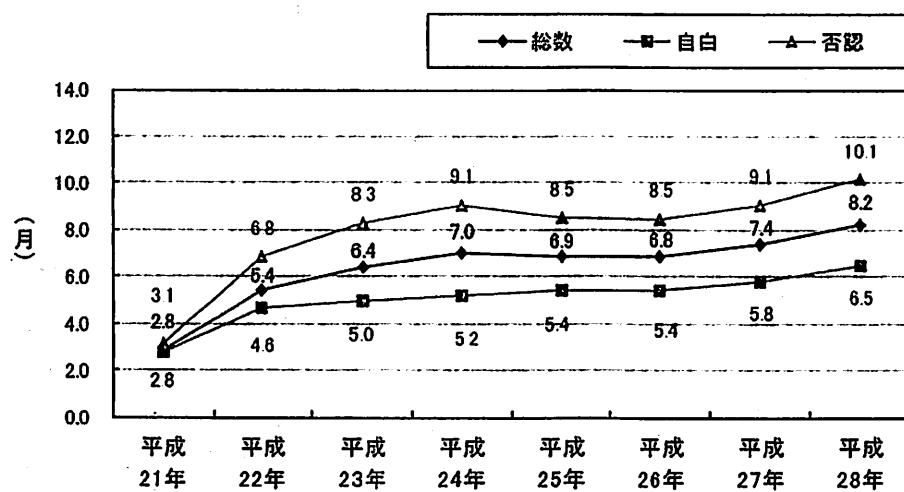
- ※ 裁判員法3条1項の除外決定があつたものを除く。
- ※ 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図14】裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移  
(総数・自白・否認)



※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認の別においては、自白事件の件数と否認事件の件数を合算したものをいう。

【図15】裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰則の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

審理の内容面では、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数が制度施行直後（平成22年は0.4人）より顕著に増加して0.9人となっており、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われる傾向が進んできていることがうかがわれる。

裁判員裁判において、公判中心主義、直接主義を徹底し、人証によって重要事実に関する心証を形成できる審理を実践していくには、証人の記憶等の観点から早期に公判審理に臨むことが必要であり、また、早期に審理を行うことは被告人の未決勾留期間を短くするという観点からも重要である。このような問題意識からすれば、公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内に終えることが重要な課題であり、これを実現するための工夫として、①起訴後早期に打合せを開いて、裁判所が審理方針を説明し、検察官において迅速かつ柔軟な証拠開示を行うようにすることで、弁護人が防御方針を早期に確定できるようにするとともに、当事者が主張立証の暫定的な見通しを述べる場合には、これに応じた進行を図る、②公判審理の規模が見通せたところで公判期日を仮に予約することで、公判までの間隔を少しでも短くするなどの取組が行われてきたところである。平成25年、平成26年と公判前整理手続期間が短縮傾向にあったのは、これらの取組が一定の効果をもたらしたためと考えられる。他方で、平成27年以降、公判前整理手続期間が再び長期化していることなどに鑑みると、上述のような各種の取組を続けるとともに、公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきなのか、そもそも公判前整理手続で何を整理すべきなのか、手続の主宰者である裁判所と訴訟進行の主体である当事者との役割分担はどうあるべきかなど、公判前整理手続の基本的な在り方についても、引き続き法曹三者で議論を重ねて認識を共有していく必要がある。

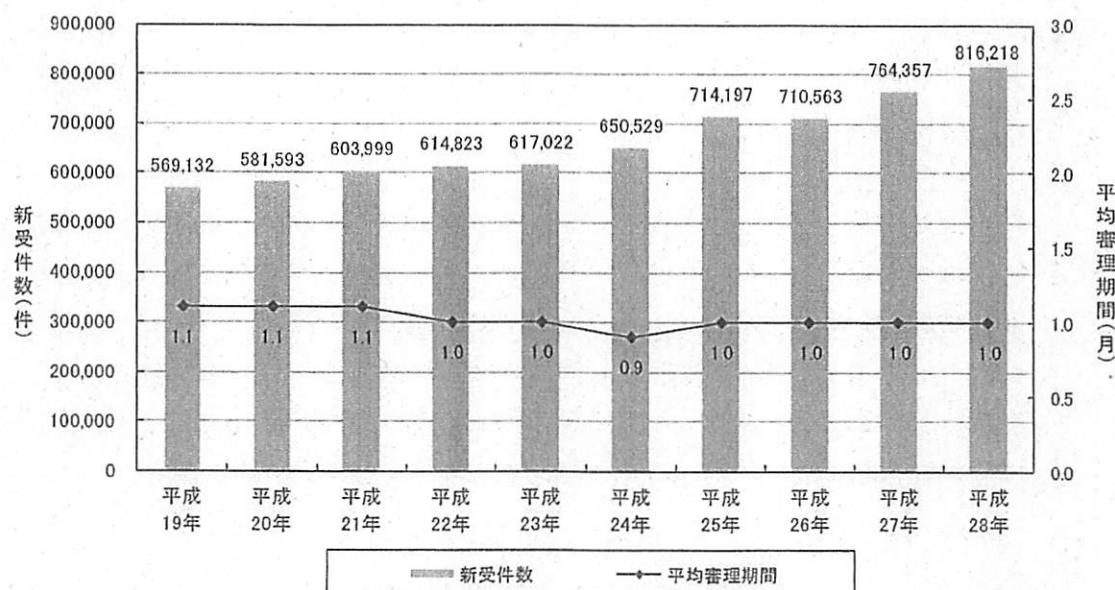
## 4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに 人事訴訟事件の概況等

### 4. 1 家事事件の概況

#### 4. 1. 1 家事事件<sup>14</sup>全体

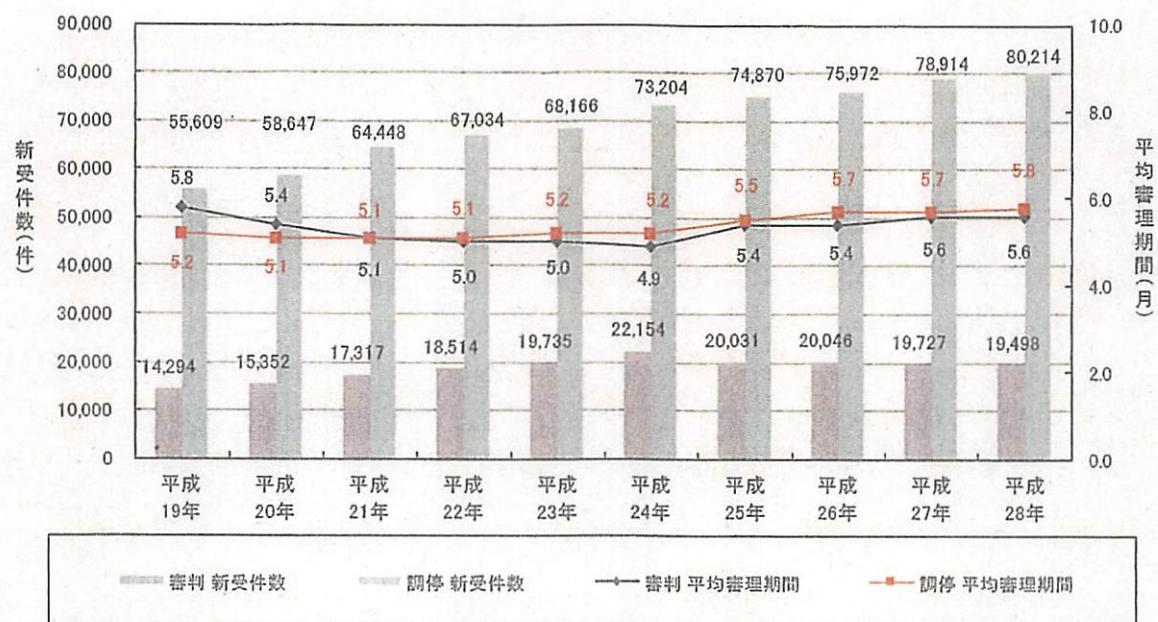
家事事件のうち別表第一審判事件の新受件数は、平成 26 年と比べて、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の大幅な増加の影響で更に増加した（【図 1】）。一方、別表第二事件の新受件数は、緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化している（【図 2】）。

【図 1】新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



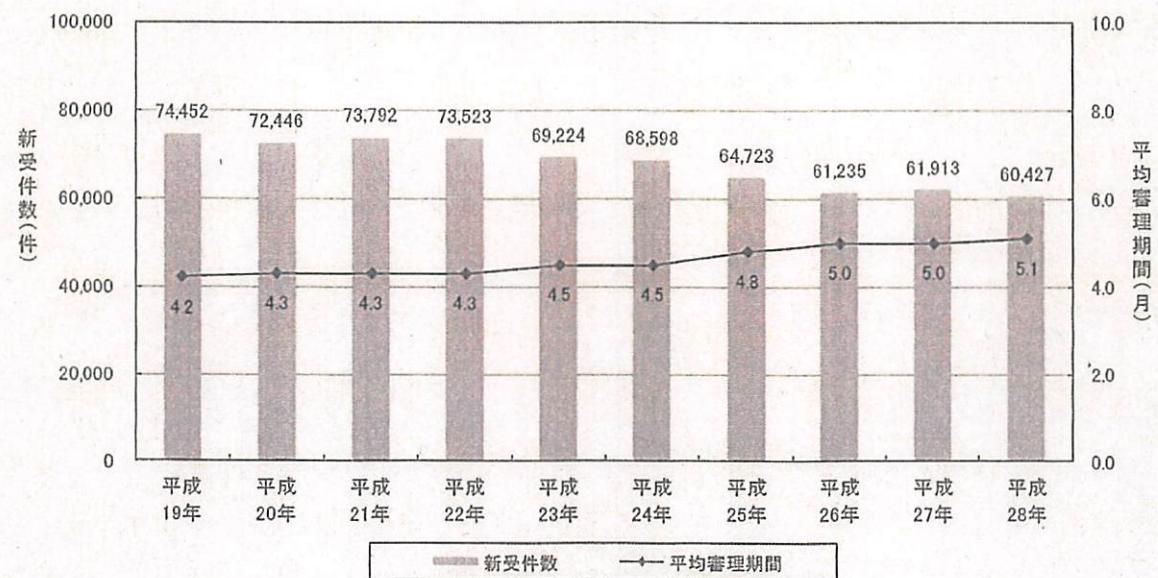
<sup>14</sup> 「家事事件」とは、家事事件手続法（以下「家事法」という。）別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件をまとめて指す場合、「別表第二事件」という。別表第一審判事件は、おおむね従前の甲類審判事件に、別表第二事件は、おおむね従前の乙類事件にそれぞれ対応する。

【図2】新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)



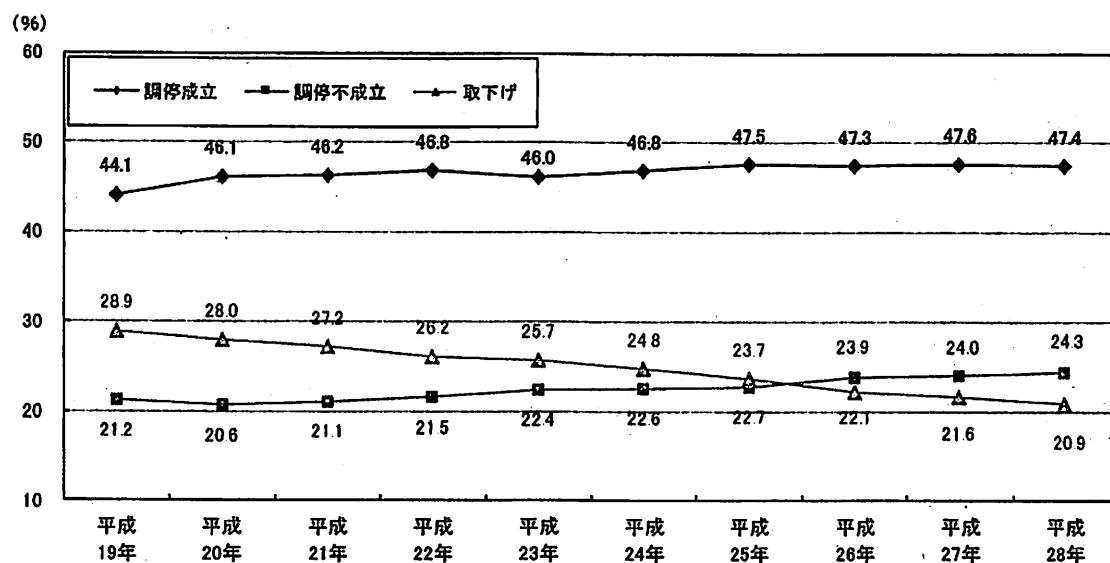
一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については緩やかな長期化傾向にあり、平成26年以降は高止まり状態にある（【図3】）。

【図3】新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)

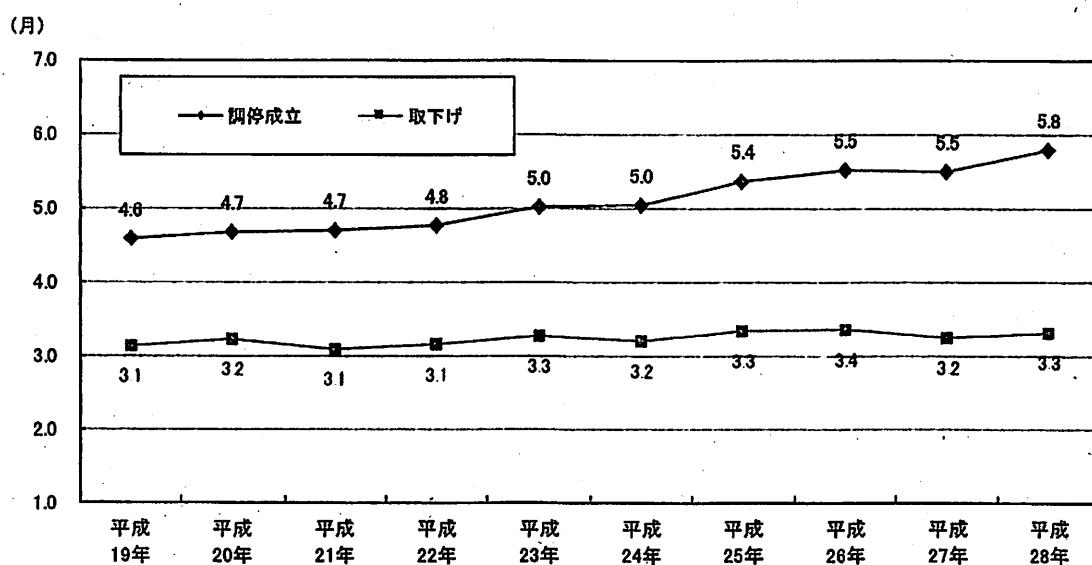


この傾向又は状態について、取下げで終局した事件の割合が減少する（【図4】）一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件（【図5】）の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと考えられることは、前回とほぼ同様である。

【図4】一般調停事件の終局区分別割合の推移



【図5】夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）については、基本的に前回から大きな変化は見られないものの（【表6】【表7】），別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（6.2%）より3.5%増加している。これは、主として、家事法で別表第二調停事件でも新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる（別表第二調停事件のうち、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、平成26年では2.7%であったものが、平成28年では5.1%となっている。）。

【表6】家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一審判事件	別表第二審判事件	別表第二調停事件	一般調停事件
6月以内	810,300 99.0%	14,300 72.0%	53,667 68.3%	43,967 73.1%
6月超 1年以内	7,354 0.9%	3,839 19.3%	17,806 22.7%	13,069 21.7%
1年超 2年以内	944 0.1%	1,416 7.1%	6,226 7.9%	2,961 4.9%
2年を超える	75 0.01%	302 1.5%	865 1.1%	124 0.2%

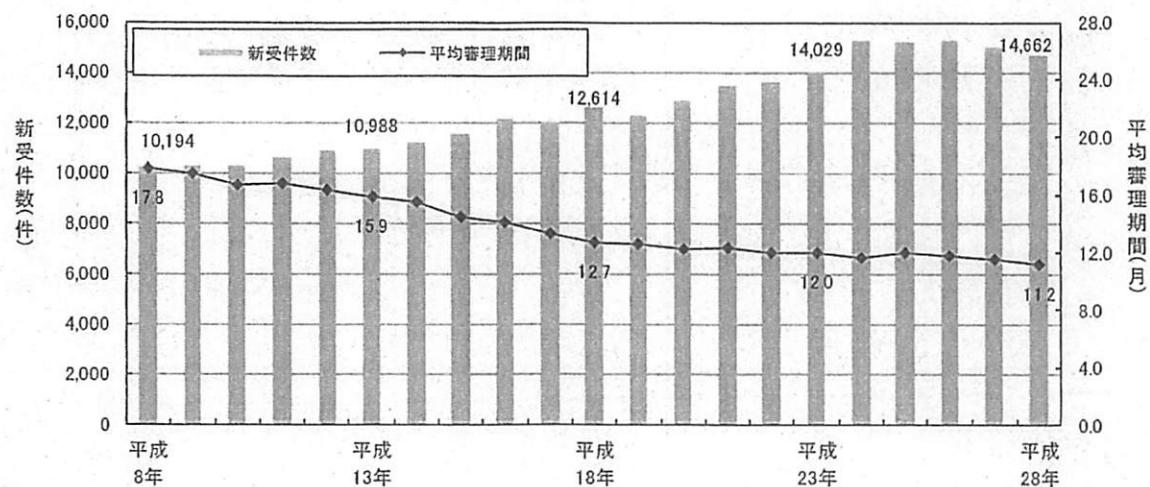
【表7】家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一審判事件	別表第二審判事件		別表第二調停事件	一般調停事件
総数	818,673 100.0%	19,857 100.0%	総数	78,564 100.0%	60,121 100.0%
認容	799,198 97.6%	9,789 49.3%	成立	44,759 57.0%	28,469 47.4%
却下	2,415 0.3%	2,267 11.4%	不成立	10,172 12.9%	14,625 24.3%
取下げ	12,127 1.5%	3,383 17.0%	取下げ	16,009 20.4%	12,546 20.9%
それ以外	4,933 0.6%	4,418 22.2%	それ以外	7,624 9.7%	4,481 7.5%

#### 4. 1. 2 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判+調停）が長期的に見れば増加傾向にある。平均審理期間は、ここ数年間は12月前後で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。（【図8】）

【図8】新受件数（審判+調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本図における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受件数が1件増える扱いとなる前提がとられている。

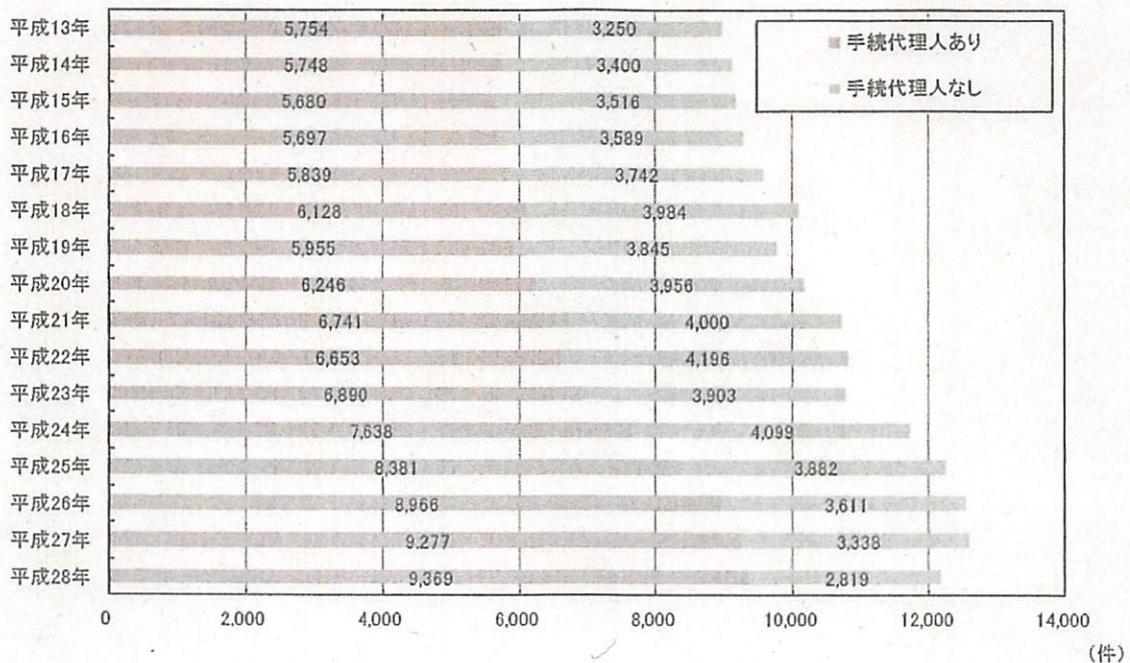
他の事件類型と比べて、家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判が前回（6.7%）よりも更に積極的に活用されている（既済事件の15.5%）（【表9】）。

【表9】終局区分別の既済件数及び事件割合  
(遺産分割事件)

調停成立	6,645	54.5%
調停をしない	144	1.2%
調停に代わる審判	1,886	15.5%
取下げ	2,520	20.7%
当然終了	46	0.4%
認容	901	7.4%
却下	36	0.3%
分割禁止	10	0.08%

手続代理人弁護士の関与がある事件数は、ここ数年増加傾向にある（【図10】）。

【図10】手続代理人弁護士の関与の有無別の既済件数の推移（遺産分割事件）



その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔、平均当事者数）については、前回から大きな変化は見られない（【表11】【表12】【図13】）。

【表11】審理期間別の既済件数及び事件割合  
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟（全休）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
既済件数	12,188	148,016	99,500
平均審理期間(月)	11.2	8.6	8.8
6月以内	4,632 38.0%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	3,906 32.0%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	2,729 22.4%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	660 5.4%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年を超える	261 2.1%	2,483 1.7%	1,779 1.8%

【表12】平均期日回数及び平均期日間隔  
(遺産分割事件)

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.5
平均調停期日回数	4.9
平均審判期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.0